

## 「一般競争入札」 公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 21 日

山梨県教育委員会教育長 降旗 友宏

### 一般競争入札公告

契約名	朝日町通り改修工事に伴う教育情報ネットワーク用光ファイバーケーブル移設		
一 一般競争入札に付する事項	1	調達をする役務の名称及び数量	朝日町通り改修工事に伴う教育情報ネットワーク用光ファイバーケーブル移設に係る仕様書
	2	調達をする役務の仕様等	入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
	3	履行期限	契約締結日から令和 5 年 8 月 31 日まで
	4	履行場所	山梨県教育委員会教育長が指定する場所
二 事務を担当する所属	山梨県教育庁総務課教育企画室		
三 一般競争入札の参加資格	次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。		
	次のいずれにも該当しない者であること。		
	(1)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者	
	(2)	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの	
	(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）	
	(4)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）	
	(5)	営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者	
	(6)	資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き 2 年以上営業を営んでいない者	
2	物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示 67 号）に掲げる契約の種類のうち、「通信設備保守・点検」に係る競争入札の参加資格を有している者であること。		
四 一般競争入札の参加資格の審査	1	申請の時期	この公告の日から令和 5 年 5 月 2 日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
	2	受付時間	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
	3	申請書の提出方法	次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。 郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県教育庁総務課教育企画室

五 入札手 続等	1	契約条項を示す場所等	この公告の日から令和5年5月2日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。		
	2	入札説明書の交付方法	この公告の日から令和5年5月2日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(3)の問合せ先に電話連絡すること。		
	3	一般競争入札の参加資格の確認	入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。		
	4	入札及び開札の日時及び場所	(1)日時	令和5年5月29日（月）	
			(2)場所	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階 教育委員会室	
	5	郵送による入札書の提出先及び期限	四3に掲げる場所宛てに令和5年5月26日（金）午後5時までに到着するように送付すること。		
	6	入札の無効	次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。		
(1)			一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。		
(2)			この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。		
(3)			入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。		
7	落札者の決定方法	(4)	(1)から(3)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。		
		山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。（以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。			
六 その他	1	契約の手続において使用する言語及び通貨	(1)言語	日本語	
		(2)通貨	日本国通貨		
	2	入札保証金	入札保証金は、免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。		
	3	契約保証金	契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。		
	4	違約金の有無	有		
	5	最低制限価格の有無	無		
	6	前払金の有無	無		
	7	契約書作成の要否	要		
8	その他	(1)	落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。		
		(2)	詳細は入札説明書による。		
		(3)	問い合わせ先 山梨県教育庁総務課教育企画室（電話 055-223-1750）		